

倫理規定（行動基準）

特定非営利活動法人フードバンク福岡（以下、この法人という。）は、その設立の趣意に基づき、まだ食べられる食品が多く捨てられる現状において、企業や農家あるいは個人から食品を提供してもらい、必要としている福祉施設や個人に届けることで、食品ロスの削減と生活困窮者の支援を行うとともに、食べ物を大切にする意識の醸成を図り、食を通じて人と人とが繋がり、お互いを助け合い、分かち合う心を育み、誰もが尊厳をもって暮らすことができる社会を作ることが目的とする。

この法人のすべての理事並びに役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程に理念が具体的な行動を意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない、

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、広く特定非営利活動法人に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。また、社会一般からの理解を得るための努力を行い、市民社会の一員としての地位を獲得し、それを保持しなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規定（行動基準）、その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第4条 この法人の役職員は、特定非営利活動法人活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第5条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

（情報開示及び説明責任）

第6条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄付者をはじめとして社会の理解を信頼の向上に努めなければならない。

(個人の権利の尊重)

第7条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第8条 この法人の役職員は、特定非営利活動法人活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第9条 この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保するとともに、その遵守を実行あらしめるための公益通報者保護の制度を設ける。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

追 補

特定非営利活動法人としてのガバナンスが重要性を増していることを鑑み、この法人の運営方法やリスク管理について、下記の条項の追補を行う。

(機関の権限と運営)

追補第1条 この法人は、理事会ならびに監事（会）それぞれの機関において法令上の権限や意義について明確に意識し、それぞれの機関において内容のある議論にもとづいてその運営を行う。

(業務執行)

追補第2条 この法人は、その業務執行にあたっては、理事会の決定、監督に基づき代表理事、執行理事が行うとともに、その権限を明確化した保管も理事や職員と連携して行う。

(理事会の運営)

追補第3条 この法人の理事会は、選定された代表理事、業務執行理事のリーダーシップのもと、この法人の保有する専門性や財産を活用し、理事が一体となって事業を推進する。

(リスク管理及び個人情報の保護)

追補第4条 この法人は、この法人を取り巻くリスクの範囲が広がり、先鋭化している現状に鑑み、リスク管理体制を構築するとともに、特定個人情報を含む個人情報の保護については、組織的な管理を徹底する。

附則

この規程は、令和4年10月19日から施行する。(令和4年10月19日理事会議決)